#### 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱

平成 23年1月31日制定 平成 27年1月1日改正 令和3年8月18日改正

#### 第1 趣旨

出産育児一時金等(出産育児一時金及び家族出産育児一時金をいう。以下同じ。)の受取代理制度は、被保険者等(健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は国民健康保険の世帯主若しくは組合員をいう。以下同じ。)が医療機関等(病院、診療所又は助産所をいう。以下同じ。)を受取代理人として出産育児一時金等を事前に申請し、医療機関等が被保険者等又はその被扶養者(国民健康保険の世帯主及び組合員以外の被保険者を含む。以下同じ。)に対して請求する出産費用の額(当該請求額が出産育児一時金等として支給される額を上回るときは当該支給される額)を限度として、医療機関等が被保険者等に代わって出産育児一時金等を受け取ることにより、被保険者等があらかじめまとまった現金を用意した上で医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものである。

また、受取代理制度は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の利用による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、直接支払制度と同様に、被保険者等の経済的負担の軽減を図ることができるよう、これを制度化するものである。

#### 第2 対象者

平成23年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金等の受給権を有する見込みのある被保険者等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条に規定する助産施設において助産の実施を受ける者及び福祉事業として保険者により実施されている出産のために必要な費用に係る資金の貸付を受ける者を除く。)であって、被保険者等又はその被扶養者が出産予定日まで二か月以内の者とする。

#### 第3 対象医療機関等

年間の平均分娩取扱い件数が100件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、別に定めるところにより、厚生労働省に対して届け出るものとする。

また、当該医療機関等の名称及び所在地については、厚生労働省から保険者に対して情報提供するとともに厚生労働省において公表するものとする。

### 第4 被保険者等における手続き

#### 1 受取代理申請書の提出

受取代理制度を導入する医療機関等において出産を予定している被保険者等又は被扶養者がいる被保険者等は、受取代理制度の利用を希望する場合は、別添様式1の出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)(以下「受取代理申請書」という。)に、必要事項(受取代理人となる医療機関等による名称及びその他の必要事項の記載を含む。)を記載の上、出産育児一時金等の支給を求める保険者に対して提出すること。

#### 2 受取代理申請の取下げ

予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合など、受取代理申請を取り下げる場合においては、被保険者等は、速やかに、別添様式2の「出産育児一時金等受取代理申請取下書」を、受取代理申請書を提出した保険者に提出すること。また、新たに出産することとなった医療機関等において受取代理制度を利用する場合には、被保険者等は、改めて受取代理申請書を作成し、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

#### 3 受取代理人の予定外の変更

救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合であって、新たな医療機関等において受取代理制度を利用する場合など、受取代理人の変更に伴う申請取下げ及び再申請の時間的余裕がない場合には、別添様式3の受取代理人変更届に必要事項(変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等による名称及びその他必要事項の記載を含む。)を記載の上、新たに受取代理人となる医療機関等を通じて、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出すること。

#### 第5 保険者における事務

#### 1 受取代理申請書の受付

保険者は、被保険者等から、受取代理申請書の提出があった場合には、受取代 理制度の対象医療機関等及び申請対象者であることを確認すること。

#### 2 申請受付の医療機関等への連絡

受取代理申請書の受付後、受取代理人である医療機関等に対し、受取代理制度 を利用した出産育児一時金等の申請を受け付けたことを連絡するため、別添様式 4の受取代理申請受付通知書(以下「受付通知書」という。)に必要事項を記載 の上、当該医療機関等に対して送付すること。

なお、第4の3の受取代理人変更届が送付された場合は、第6の3により変更前の受取代理人である医療機関等から変更後の受取代理人である医療機関等に通知されるため、変更後の受取代理人である医療機関等に対する受付通知書の送付は不要であること。

# 3 出産育児一時金等の支払い

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される出産費用の請求書の写し 及び出産の事実を証明する書類の写しにより出産育児一時金等の支給要件を確認 すること。

出産費用の請求書の写しに対し、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む。以下「加算対象出産」という。)であることを証する「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記されていた場合には、出産育児一時金等を1万2千円加算し、合計42万円支給すること。

なお、出産予定日から相当の期間を経過しても、受取代理人である医療機関等から必要書類の送付がなされない場合は、当該医療機関等に対し、書類の送付について確認の連絡をすること。

要件審査の結果、出産育児一時金等の支給を決定した場合、医療機関等から送付された出産費用の請求書の写しに記載された請求額及び「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無に応じて、次のいずれかの取扱いとすること。

ア 請求額が42万円(加算対象出産ではない場合は40万8千円。以下同じ。)以上である場合

出産育児一時金等の全額を医療機関等の所定口座へ支払うこと。(請求額が42万円超である場合は、当該請求額と42万円との差額は、被保険者等が医療機関等に支払うこととなる。)

### イ 請求額が42万円未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該 請求額と42万円との差額については、被保険者等に対し支払うこと。

なお、出産育児一時金等に係る付加給付を行う保険者においては、上記の取扱い中「42万円」を「付加相当額を含む支給額」として取り扱うものとする。

また、第4の3の受取代理人変更届により、受取代理人の変更がなされた場合には、変更後の受取代理人となる医療機関等に対して、出産育児一時金等の支払いを行うものとする。

#### 4 受取代理申請書の返戻等

受取代理申請書の受付後に被保険者等が資格喪失等により出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合は、受取代理申請書の備考欄に「資格喪失等のため申請書を返戻」する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに受取代理申請書を被保険者等に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対し、その写しを送付すること。

また、被保険者等により申請が取り下げられた場合には、受取代理申請書の備 考欄に「申請取下げのため返戻」する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やか に被保険者等に返戻するとともに、受取代理人であった医療機関等に対し、その 写しを送付すること。

#### 第6 医療機関等における事務

## 1 受取代理申請書への記載

受取代理制度を導入する医療機関等は、被保険者等から求めがあった場合には、受取代理申請書に医療機関等の名称及びその他の必要事項を記載すること。

### 2 出産費用請求報告書等の送付

受取代理人となった医療機関等は、出産後、第5の2による受付通知書の送付を受けた保険者に対して、別添様式5の出産費用請求報告書、出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しを送付すること。なお、加算対象出産の場合には、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記された出産費用の請求書の写しを送付すること。

#### 3 受取代理人変更届への記載等

第4の3の場合には、変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等は、被保険者等の求めに応じ、受取代理人変更届に医療機関等の名称の記載等を行うこと。

また、変更前の受取代理人である医療機関等は、変更後の受取代理人である医療機関等に対して、第5の2の受付通知書を送付すること。

さらに、変更後の受取代理人である医療機関等は、2の出産費用請求報告書等 の送付の際に、受取代理人変更届を保険者あて送付すること。

## 第7 その他留意事項

- 1 受取代理制度を導入する医療機関等における出産であっても、受取代理制度を利用するかどうかは、被保険者等の選択によるものであること。
- 2 直接支払制度の導入が困難である医療機関等においては、受取代理制度の導入が義務付けられるものではないが、第1の趣旨に鑑み、特段の支障のない限り、被保険者等の希望に沿うように努められたいこと。

(あて先)		
しめしガル		

# 出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

# 申請者 (被保険者、		被保険者証	É	記号					番号	+						
情報の表現を検験機構				氏名		(フリガナ)			•							
世	請	員保険の場合は被保	険者、	住所		=	(フリガナ)				電話	£	(	)		
田座子定古・数				生年月	日			年		月		日				
大学	彼 保	出産予定日·	数		-			年		月		目	単	•	多(	胎)
世帯主	険者、			氏名		(フリガナ)										
# 3	世		台は不	生年月	日			年		月		日				
### 1	帯主又	出産予定		名称		(フリガナ)										
申請者に対す	組	医療機関等	È	所在地		=	(フリガナ)									
大き   1	員	申請者に対す			•											
申請者又は出産予定者が出産予定目から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。   ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	) が 記	る支払金融機		2:当座	5:貯蓄	*   口圧				口座	(フリガナ)				—————————————————————————————————————	山城川
中請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者 資格喪失後、6か月以内に出産することによる申請である場合、資 相請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出産すること による申請である場合は、その家族が被扶養者認定能に加入して いた保険者名と記号・番号   銀房   銀房   中時諸者、( ) (以下「甲」という。)は、医療機関等である ( で定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。 甲が請求する出産育児一時金等の方も、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。 ※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。 令和 年 月 日   甲の住所 氏名   スの所在地 名称   電話 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	する	ずれかに記載を‡ ※ 健康保険法第106	る願い 条又は船	します。 員保険法第	73条の規	規定により、1年	以上健康保険									
中語音本人の変態が対比策者認定後、6か月以内に出産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号	Ŋ								.							
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号       記号       番号         申請者( )(以下「甲」という。)は、医療機関等である(定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。中が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。※出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。       会和 年 月 日 甲の住所 氏名 乙の所在地 名称       電話 ( )         受取代理人に対する支払金融機関       資金       電話 ( )         受取代理人に対する支払金融機関       第2 日本 (国組 ) (アッカナ) (国地 ) (コン )	ろ	資格喪失後、6か月	以内に	出産する	ことに。	よる申請であ		-	名			T	<u> </u>			
による申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入して   記号							山本十ファル	_				番号				
# 申請者( )(以下「甲」という。)は、医療機関等である( )(以下「乙」という。)を代理人と 定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。 甲が請求する出産育児一時金等の方ち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。 ※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。 令和 年 月 日 甲の住所 氏名 乙の所在地 名称 電話 ( )  受取代理人に 対する支払金 融機関 1: 普通 4: 通知 方		による申請である場	合は、	その家族				71.17 (	名			W. II	1			
定め、次の権限を委任します。また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。 甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額※の受領に関すること。 ※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には、付加相当額を含む)を上限とする。		いた保険者名と記り	子・番号	•				記号				番号				
代理人の 横名		定め、次の権限を 甲が請求する出 ※ 出産育児一	産育り	ノます。ま 見一時金	た、甲 等のう	は、出産育ち、乙が甲	が見一時金 「に対してと	:等の医療 出産に関	療機関等 lし請求す	「る費用	の額※の	度は利 受領に	月しまった。	せん。 こと。		
代理人の 横名	受	令和 年	月	日												
人の欄     この所在地       名称     電話     ( )       受取代理人に対する支払金融機関     預金 1:普通 4:通知 2:当座 5:貯蓄 番号     口座 名義       「フリガナ」 名義	代	甲の住所	:													
の欄     名称     電話     ( )       受取代理人に対する支払金融機関     預金 1:普通 4:通知 2:当座 5:貯蓄 45:貯蓄 45:№     口座 45:№	理人	氏名														
名称   電話	$\mathcal{O}$	乙の所在	地													
受取代理人に 対する支払金 融機関     預金     1:普通 4:通知 2:当座 5:貯蓄 番号     口座 番号     口座 名義     (フリガナ) 名義	ING	名称	;						電	話	(		)			
対 9 る 文 仏 金   1: 普通 4: 通知   口座     口座   名義   名義										金庫						
	(144	融機関		2:当座	图 5:貯	# I III.				口座	(フリガナ)					

(あて先)
-------

(申請者※) 住所

氏名

# 出産育児一時金等受取代理申請取下書

令和 年 月 日に申請しました出産育児一時金等の受取代理申請を下記のとおり取り下 げます。

記

被保険者証	記号			番号				
出産予定者	氏 名	(フリガナ)						
	生年月日			年	月		日	
出産予定日			年	月		日		
取下げの理由								
備考								

※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。

令和	年	月	日
14 11 11		/ 1	

(あて先)\_\_\_\_\_

(申請者※) 住所

氏名

# 受取代理人変更届

受取代理人の変更について下記のとおり提出いたします。

記

申請者(代理人と定め、に替えて、新たます。	、令和		日	は、医療機 付にて委任	:した出産育	了児一時	身金等の受得	湏に関す	(以下「乙」といる権限について定め、これを	て、乙
令和 年	三 月	日								
甲の住	三所									
B	名									
乙の亨	f在地 <sup>※※</sup>									
名	5称 <sup>※※</sup>						電話	(	)	
丙の原	f在地 <sup>※※</sup>									
名	3称 <sup>***</sup>						電話	(	)	
受取代理人に						銀行 金庫 信組			店·本店 支店·出張	所
対する支払金 融機関	預金 種別	1:普通 4:通知 2:当座 5:貯蓄 3:別段	口座 番号	-		口座 名義	(フリガナ)		-	

※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。 ※※「乙」・「丙」の所在地・名称については、それぞれ変更前の医療機関等・変更後の医療機関等にて記入・押印が必要です。

(あて先)	
-------	--

# 受取代理申請受付通知書

受取代理制度により、以下の被保険者等(健康保険・船員保険の被保険者、国民健康保険の世帯主又は組合員をいう。)から、貴院を受取代理人とする出産育児一時金等の支給申請がなされましたので、ご連絡いたします。

受付日			年		月	日				
	氏名	(フリガナ)								
被保険者等	住所	₸	(フリガナ)							
	生年月日		2	丰	月		日			
出産予定日·数			年		月	日		単	• 多(	胎)
出産予定者 ※被保険者等と同一の場合は省略	氏名	(フリガナ)								
	生年月日		<u>/</u>	F	月		日			
付加給付金相当額										
貴院が代理受領することが できる額の上限(①と②の合 計額)	<ul><li>① 山安支</li></ul>	**	多胎の場合は	、出産数	出産でない場合を乗じた額とな	こります。	円		となりま	す。
		兄一時金4. 付金相当額		)円	制度対象出産	てない場合	<b>亩</b> 1よ4	:U刀8	干円)	

なお、出産育児一時金又は家族出産育児一時金の支給のためには、当該被保険者等又は被扶養者の出産後、貴院から、

- ・ 出産費用の請求書の写し
  - ※ 産科医療補償制度対象出産の場合は、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が明記された請求書 の写し
- ・ 出産の事実を証明する書類の写し

を送付いただく必要があります。

出産後速やかに下記あて送付いただきますよう、お願いいたします。

(保険者名)			
(所在地)			

(あて先)
-------

(医療機関等) 所在地

名称

# 出産費用請求報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

被保険者証	記号			番号	
被保険者、世帯主又は組合員	氏名	(フリガナ)			
	住所	₸	(フリガナ)		
請求金額					
出産費用請求書(写)				別添のと	<b>ર</b> ું
出産の事実を証明する書類(写)				別添のと	રુ <b>ં</b>